

11月は「労働保険適用促進強化期間」



労働保険(労災保険及び雇用保険)は、原則として、労働者を一人でも使用している事業場は適用事業(労働保険の適用を受ける事業)となり、その事業主は労働保険の加入手続きを行う必要があります。しかしながら、当署管内においても、小規模事業場を中心に、今なお、未手続事業場が存在しています。**労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、今すぐ、加入手続きをしましょう。**

相談・お問い合わせ先：名瀬労働基準監督署労災課：0997-52-0574

労基署 だより

第106号

H28.10.18

11月は「過重労働解消キャンペーン期間」

「働き過ぎではありませんか？」



長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条(時間外・休日労働手当の支払い)に違反する賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題を解消するためには、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進、健康管理体制の整備や健康診断の実施などの労働者の健康管理に係る措置の徹底、賃金不払残業を行わないという職場風土の改革や、適正に労働時間の管理を行うためのシステム整備・責任体制の明確化・チェック体制の整備などに取組むことが求められます。職場の実態をよく知る労使が一体となった取組みにより、過重労働を解消しましょう。当署では、これらの問題を解消するための重点監督を実施することとしています。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料) 平成28年11月6日(日)9~17時
0120-794-713

「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」

～平成28年8月15日から11月30日まで～

平成28年9月までの休業災害(速報値)は73人
対前年同期(速報値)比21人(40%増)

名瀬労働基準監督署管内で平成28年1月から9月までに発生した休業4日以上の労働災害は、前年同期52人(速報値)より21人多い73人(速報値)となりました。

各団体におかれても引き続き、災害防止につきまして、ご理解とご協力及び傘下事業場への周知・啓発をよろしくお願いします。

働き方・休み方改善ポータルサイト

～効率的に働いてしっかり休むために～
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)
労働災害統計 災害事例
リスクアセスメントの実施支援システム
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)
労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金

1時間715円

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/v-ar/rev0/0109/9467/2015-0911-1.pdf>)

労働条件相談ホットライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日にも無料で受け付けます。
はい いろいろ
0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html)に掲載しています。